

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡県公営企業管理者

企業局長 小野田 裕之

静岡県企業局管理規程第1号

静岡県企業職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員就業規程（昭和42年事業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第6条の2 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第6条の2 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、管理者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間</p>

勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第7条 管理者は、職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 管理者は、週休日の振替え(前項の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は4時間の勤務時間の割振り変更(同項の規定に基づき、勤務日の勤務時間のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある

勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第7条 管理者は、職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち、当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(3時間30分、3時間45分、4時間又は4時間15分。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 管理者は、週休日の振替え(前項の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)又は半日勤務時間の勤務時間の割振り変更(同項の規定に基づき、勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間の勤務時間を同項の勤務すること

日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 管理者は、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第10条 (略)

2～3 (略)

- 4 管理者は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第10条の2の2 (略)

2 (略)

- 3 管理者は、第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日等(第12条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)(休日及び代休日(第12条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第5項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第7項において「60時

を命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)を行う場合には、週休日の振替え又は半日勤務時間の勤務時間の割振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 管理者は、週休日の振替え又は半日勤務時間の勤務時間の割振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第10条 (略)

2～3 (略)

- 4 管理者は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第10条の2の2 (略)

2 (略)

- 3 管理者は、第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日等(第12条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)(休日及び代休日(第12条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第5項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第14条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第7項において「60

間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第7条第1項の規定により、あらかじめ第6条の2第2項又は第16条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、第7条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間を除く。)当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

4～8 (略)

第12条の5 (略)

時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 第7条第1項の規定により、あらかじめ第6条の2第2項又は第16条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、第7条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間を除く。)当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

4～8 (略)

第12条の5 (略)

(高齢者部分休業)

第12条の6 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が第3項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(静岡県職員の定年等に関する条例(昭和59年静岡県条例第6号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 地公法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、当該職員に係る定年から5年を減じた

第2節 休暇

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) (略)
- (2) 当該年の中途において新たに職員となるもの別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数)
- (3) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (4) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)155時間に第6条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2～11 (略)

年齢とする。

4 高齢者部分休業については、この規程に定めるもののほか、静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年静岡県条例第41号)の定めるところによる。

第2節 休暇

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) (略)
- (2) 当該年の中途において新たに職員となるもの別表第1の日数欄に掲げる日数(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数)
- (3) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数
- (4) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)155時間に第6条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2～11 (略)

(特別休暇)

第15条 (略)

2～8 (略)

(勤務時間の割振り及び週休日)

第16条 職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員に係る勤務時間の割振り及び週休日は、第6条の2の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤務時間の割振りは、各1日の勤務時間を、午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間ごとの期間について管理者が別に定める。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、4週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- (2) 管理者は、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上上の週休日）を指定する。

(3)・(4) (略)

(非常勤職員の労働条件等)

第51条 第12条の2から第12条の5までに定めるもののほか、非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日、休暇等及び育児休業等に関する規程（昭和34年静岡県訓令乙第13

(特別休暇)

第15条 (略)

2～8 (略)

9 特別休暇については、この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）の適用を受ける職員の例による。

(勤務時間の割振り及び週休日)

第16条 職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のある職員に係る勤務時間の割振り及び週休日は、第6条の2の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 勤務時間の割振りは、各1日の勤務時間を、午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間ごとの期間について管理者が別に定める。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、4週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
- (2) 管理者は、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上上の週休日）を指定する。

(3)・(4) (略)

(非常勤職員の労働条件等)

第51条 第12条の2から第12条の6までに定めるもののほか、非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の労働条件その他就業に関する事項は、別に定めるもののほか、単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日、休暇等及び育児休業等に関する規程（昭和34年静岡県訓令乙

号) の適用を受ける職員の例による。

第13号) の適用を受ける職員の例による。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第7条の規定 令和4年4月1日
 - (2) 第15条の規定 令和4年5月1日
- 2 暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号。以下「整備条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）については、整備条例の定めるところによる。